

河合町部活動地域移行（展開） 保護者説明会

令和7年12月20日
河合町教育委員会



奈良県 中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き

奈良県教育委員会 令和7年7月改訂 一部抜粋

令和4年12月にスポーツ庁、文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むことが示されました。

これを受け、本県においても令和5年度から令和7年度末までを改革集中期間とし、休日の中学校部活動の地域連携又は地域移行を完了することを目標に、「中学校において令和8年度から教員の指導による休日の学校部活動を廃止する」との方向性を定めて、取組を進めているところです。

奈良県では、令和5年度から令和7年度までを「改革集中期間」と位置付け、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指しています。

【部活動の地域移行（地域展開）】

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施します。（社会教育の一環）

部員数

河合一中

河合二中

| 部活 | 学年 | 男子 | 女子 | 計 | 部活 | 学年 | 男子 | 女子 | 計 |
|---------|----|----|----|----|---------|----|----|----|-----|
| 野球部 | 1 | 3 | 0 | 3 | 陸上部 | 1 | 5 | 5 | 10 |
| | 2 | 0 | 0 | 0 | | 2 | 2 | 2 | 4 |
| | 3 | 2 | 0 | 2 | | 3 | 6 | 7 | 13 |
| バドミントン部 | 1 | | 5 | 5 | 卓球部 | 1 | | 12 | 12 |
| | 2 | | 8 | 8 | | 2 | | 5 | 5 |
| | 3 | | 2 | 2 | | 3 | | 8 | 8 |
| バレーボール部 | 1 | | 1 | 1 | ソフトテニス部 | 1 | 10 | | 10 |
| | 2 | | 5 | 5 | | 2 | 5 | | 5 |
| | 3 | | 4 | 4 | | 3 | 8 | | 8 |
| 卓球部 | 1 | 0 | | 0 | 剣道 | 1 | 0 | | 0 |
| | 2 | 8 | | 8 | | 2 | 3 | | 3 |
| | 3 | 6 | | 6 | | 3 | 3 | | 3 |
| ソフトテニス部 | 1 | 3 | 3 | 6 | 吹奏楽部 | 1 | 0 | 6 | 6 |
| | 2 | 2 | 0 | 2 | | 2 | 2 | 5 | 7 |
| | 3 | 6 | 4 | 10 | | 3 | 0 | 5 | 5 |
| 吹奏楽部 | 1 | 2 | 2 | 4 | 美術部 | 1 | 2 | 9 | 11 |
| | 2 | 3 | 4 | 7 | | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | 3 | 0 | 5 | 5 | | 3 | 2 | 6 | 8 |
| 美術部 | 1 | 2 | 0 | 2 | 書道 | 1 | 5 | 3 | 8 |
| | 2 | 1 | 2 | 3 | | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 3 | 2 | 3 | 5 | | 3 | 6 | 2 | 8 |
| 計 | | 40 | 48 | 88 | | | 60 | 77 | 137 |

部活動の地域移行とは(地域展開)

名称が変更 地域移行 → 地域展開

地域移行に当たっては「地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、持続可能で多様な環境を整備。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（抜粋）

「学校で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく」という考え方。

・ 地域移行→地域展開 地域で支えるとは学校教育から地域の生涯学習の場へと変えていくという方針。

なぜ地域展開必要なのか

少子化による生徒数の減少

河合町の現状 2020年約400名

2010年約450名 → 2026年約300名

今後10年間は多少増減あっても約300名

※チーム編成できない。単独での出場は困難。

教員の長時間労働

働き方改革の推進。教員の長時間勤務の解消。

学校部活動と地域クラブ活動の違い

学校部活動

- ・学校が主体となって行う
- ・学校の施設で実施される
- ・顧問の先生、部活動指導員が指導

地域クラブ活動

- ・地域が主体となって行う
- ・多様な場所で実施される
(公共・学校施設等)
- ・地域の指導者が指導

令和8年度からの河合町の方向性

奈良県の方針のもと令和8年度から休日の活動を地域クラブに展開していきます。

平日 → 学校での活動

休日 → 地域クラブでの活動

学校での活動は平日にのみ

休日の活動は希望者が

地域クラブでの活動することになります。⑥

河合町地域クラブ設置要綱（案）

【目的】

第一条

河合町地域クラブは、児童生徒がスポーツや文化的活動等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するという意義を主体としながら、児童生徒の個性の伸長を図るものである。

また、ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、誰しもが平等にスポーツや芸術のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じスポーツや芸術に親しむ態度を育むことを目的とする。

平日の活動について

令和8年度からの河合町の方向性

学校での活動（学校の教職員による活動）

半日や短縮授業の日は別として

基本的には16:50を目途に終了。

長期休業中の平日は2時間程度

休日の活動について

令和8年度からの河合町の方向性

地域クラブでの活動

学校とは運営主体が異なります。総合型スポーツクラブ、町教育委員会などの活動。

- ① 参加対象者は、町内に在住する中学生のうち、参加を希望する生徒です。
- ② 地域の指導者や教員（希望者）による専門的な指導を受けることができます。

休日の活動について

令和8年度からの河合町の方向性

- ③ 活動日は、土曜日、日曜日のうち、週1日（大会等参加などやむを得ない場合を除く）とし、1月あたり4回程度とします。
- ④ 活動時間は、1日あたり4時間以内（大会等参加などやむを得ない場合を除く）とします。
- ⑤ 活動場所は、町内の中学校や町の施設とします。
- ⑥ 会費（月単位で設定）及び保険料等が必要となります。上限3,000円で検討中

休日の活動について

令和8年度からの河合町の方向性

地域クラブにおける生徒の募集について

令和8年4月に中学生（新1年から3年）を対象に、地域クラブの生徒を募集します。

① 両中学校で活動している種目は、それぞれ学校別で地域クラブの生徒を募集します。

（ソフトテニス・卓球・吹奏楽）

※応募人数が極端に少なかった種目は、合同で活動を行う可能性があります。

休日の活動について

令和8年度からの河合町の方向性

地域クラブにおける生徒の募集について

② どちらかの中学校だけで活動している種目
(第一中：野球・バドミントン・バレーボール)
(第二中：陸上・剣道部は次年度で募集停止) は、
両中学校から地域クラブの生徒を募集します。

※応募人数が極端に少なかった場合、その種目の活動を中止する可能性があります。

休日の活動について

令和8年度からの河合町の方向性

大会参加についての方針【奈良県の方針】

令和8年度からの大会参加に際しては「①中学校部活動として参加する」中学校の教員は原則として、休日の中学校部活動の指導は行うことができません。例外として、大会参加の指導・引率については週休日の振替を行うことにより従事できることになります。

「②地域クラブとして参加する」の二つの方法があります。

休日の活動について

令和8年度からの河合町の方向性

大会参加についての方針

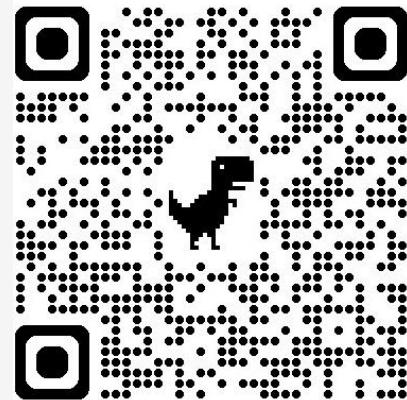
地域展開への移行期にあたる現1年生、現2年生に係る経過措置として、令和8年度の県総体、県新人大会については、教員の指導・引率のもと学校部活動として参加する方向で検討、調整しています。

令和9年度の県総体の参加については、その時点における状況に応じて方針を決定していきます。

各種目別 休日の活動について

| 部活動 | 現時点 活動団体 | 指導者 最低必要数 | 地域クラブの開設 | 主な地域クラブの活動場所 | 町運営委員会の基本の方針 |
|--------|--------------|--------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 陸上 | 二中男女 | 3名 | 1グループ (走愛が母体) | 河合町総合グラウンド | 走愛を活動拠点として 地域クラブは立ち上げる |
| 剣道 | 二中男子 | 2名 | なし (剣友会で活動を) | 河合第二小・中学校体育館 町立体育館 | 剣友会で一本化 地域クラブは立ち上げない |
| 野球 | 一中男子 | 2名 | 1グループ | 河合一中グラウンド | 基本第一中学校を活動の 拠点として地域クラブを 立ち上げる |
| バレー | 一中女子 | 2名 | | 河合一中体育館 | |
| バドミントン | 一中女子 | 2名 | | 河合一中体育館 | |
| ソフトテニス | 一中男女 二中男子 | 4名 | 一中、二中で活動 参加生徒数により 1グループ | 河合一・二中テニスコート | 基本中学校を活動の 拠点として地域クラブを 立ち上げる。 |
| 卓球 | 一中男子 二中女子 | 4名 | | 河合一・二中体育館 | |
| 吹奏楽 | 一中 二中 | 4名 | | 河合一中 ※従来の活動場所 河合二中 ※従来の活動場所 | |

ご質問があれば
12月26日まで
に下のQRコード
からお願ひします。



<https://forms.gle/WND7dYC5CGzFQD8w5>

問合せ先
河合町教育委員会
生涯学習課
TEL 57-2271